

高座清掃施設組合議会会議録

平成21年第2回臨時会

平成21年10月 2日

平成21年第2回高座清掃施設組合議会臨時会会議録

平成21年10月 2日（金）第2回高座清掃施設組合議会臨時会を海老名市役所
議場に招集した。

1 出席議員 15名

池田徳晴君	牧嶋とよ子君
近藤洋君	伊田雅彦君
吉川重夫君	倉橋正美君
松本春男君	鶴指眞澄君
松澤堅二君	志村憲一君
綱嶋洋一君	市川敏彦君
柏木育子君	相原繁君
沖永明久君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程第5 議案第9号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の制定について

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長 内 野 優	事 務 次 長 赤 澤 真 二
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	企 画 財 政 課 長 中 村 大 義
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	施 設 課 長 芳 賀 順 一
会 計 管 理 者 飯 冨 民 夫	整 備 担 当 主 幹 小 野 沢 直 仁
事 務 局 長 山 崎 孝 雄	管 理 担 当 主 幹 相 原 明 美

5 出席した事務局職員 2名

総務課主査 丸 岡 太 総務課主任主事 武 井 真 吾

6 会議の状況 (午前9時55分 開会)

◎副議長（近藤 洋君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成21年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会にあたり、組合長より招集のごあいさつをお願いいたします。

組合長。

(組合長 登壇)

◎ 組合長（内野 優君） おはようございます。議員の皆様方におかれましては各市で9月の定例会が終了された大変お忙しいなか私共の高座清掃施設組合の議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

第2回の臨時会に提案いたします案件は、議案第9号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の制定でございます。

各市の議員の皆様におかれましても議案につきましてよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(組合長 降壇)

◎ 副議長（近藤 洋君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査・定期監査及び財政的援助団体財政状況調査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(近藤 洋君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により議長において鶴指 眞澄議員、松本 春男議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

1番 池田 徳晴 議員、7番 柏木 育子 議員、
8番 沖永 明久 議員、9番 牧嶋 とよ子 議員、
10番 伊田 雅彦 議員

以上でございます。

次に、日程第4 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(近藤 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (近藤 洋君) ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に池田 徳晴議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました池田 徳晴議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 副議長 (近藤 洋君) ご異議なしと認めます。よって、池田 徳晴議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました池田 徳晴議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは議長に当選されました池田 徳晴議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

(議長就任挨拶 登壇)

◎ 議長 (池田 徳晴君) ただいま皆様方のご支援をいただきまして議長に御推選いただきましたことは私にとりましては、身に余る光栄に存じております。心から感謝申し上げます。

私は、微力ではございますけれども議員の皆様、理事者の皆様方のご協力をいただきながら公平公正かつ円滑な議会運営に務めさせていただきたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(議長 降壇)

◎副議長 (近藤 洋君) ありがとうございます。

以上をもちまして、私の議長としての代理としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

(副議長は自席へ。議長は議長席へ移動)

◎議長（池田 徳晴君） それでは、組合長より本臨時会に上程される議案の説明を求めます。組合長。

(組合長 登壇)

◎組合長（内野 優君） 本日、ご提案申し上げます案件につきまして、ご説明申し上げます。

日程第5 議案第9号高座清掃施設組合行政財産使用料条例の制定につきましては、地方自治法第225条の規定に基づき必要な規定を整備するためでございます。

詳細につきましては事務局長から、後程ご説明いたします。

以上のとおりでございますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(組合長 降壇)

◎議長（池田 徳晴君） 組合長の説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

◎議長（池田 徳晴君） 日程第5 議案第9号高座清掃施設組合行政財産使用料条例の制定につきましてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。

事務局長。

◎ 事務局長（山崎孝雄君） 議案第9号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の制定についてご説明いたします。

議案書は、3ページからでございます。

提案理由につきましては、先程組合長より説明したとおりでございます。

組合は、これまで海老名市の行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例を準用してまいりましたが、条例の独自整備という観点から今回の議会に上程させていただきました。

地方自治法第225条の規定による使用料の対象となる事案については、同法第238条の4第7項の規定により組合の行政財産の使用を許可された場合に生じるもの

です。

内容につきましては、第2条で使用料の算定基準を組合所在地である海老名市の基準に設定することを規定し、第3条では使用料の期間の主たるものは年額であること、第4、5条では土地並びに建物に関する具体的な使用料計算について、第6条では、使用に関して付帯設備の使用を伴う場合には、その費用を加算金として徴収できることを規定しています。

第7条では、納入時期について、第8条では、その使用要件に公共的要素がある場合に可能となる減免申請について、第9条では、一部例外を除いて使用料は還付できないという規定です。

施行期日につきましては、平成22年1月1日とします。

現在締結している有償の許可については、その契約期間においては、現在の許可が有効であること、無償の許可について平成22年3月31日までは有効である旨の経過措置を規定しています。

以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いいたしまして説明を終わります。

◎議長（池田 徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎議長（池田 徳晴君） 松本 春男議員

◎議員（松本 春男君） 2点お聞きいたします。1つは、現在の条例を新たに移行する場合、どのような対象物件があるのか。2点目は、5ページの第8条の4の減免において、組合長が必要と認めるときと項目が入っているが、組合長が必要と認めるときとは、どういうことを想定しているのか。

以上この2点をお願いいたします。

◎議長（池田 徳晴君） 事務局長

◎事務局長（山崎孝雄君）現在の物件に関しましては、事務所、処理場において自動販売機を4台、屋内温水プールに17台、計21台を設置しており、東京電力、N T Tが設置しております電柱及び電線等が対象となっております。1点目は以上で

ございます。2点目のその他、組合長が認めるときの第8条関係の減免の規定でございしますが、第1項、第2項、第3項以外のものではありますが具体的にどういう事態ということでの想定事項としては現在ございません。

実際に事態が発生した場合にその都度検討していきます。

◎議長（池田 徳晴君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田 徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田 徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。始めに、反対意見はありますか。

◎議長（池田 徳晴君） 次に、賛成意見はありますか。

◎議長（池田 徳晴君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

◎議長（池田 徳晴君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（池田 徳晴君） 本日提案された議案については、全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会いたします。議員の皆様には、大変ご苦勞様でした。

（午前10時15分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成21年10月 2日

高座清掃施設組合議会議長 池田 徳 晴

高座清掃施設組合議会副議長 近 藤 洋

高座清掃施設組合議会署名議員 鶴 指 眞 澄

高座清掃施設組合議会署名議員 松 本 春 男